

(契印省略)

総情信第39号

平成31年4月22日

各総合通信局長 殿

(信書便監理官)

沖縄総合通信事務所長 殿

(信書便監理官)

郵政行政部長

「民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について
(通達)」(平成15年3月19日総郵第35号)の一部を改正する通達

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の運用について(平成15年
3月19日総郵第35号)を次のように改正する。

- 1 第1の5中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。
(4) 協同組合等に業務の委託をしようとする場合は、委託業務を組合員等に再委託するものでないことを確認することとし、再委託する必要があるときは、再委託を含む業務委託の認可申請を行わせること。
- 2 第2中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。
3 協同組合等に業務の委託をしようとする場合は、委託業務を組合員等に再委託するものでないことを確認することとし、再委託する必要があるときは、再委託を含む業務委託の認可申請を行わせること。